

質 問 書

2022 年 10 月 6 日

「(案件名)全世界ビッグデータを活用した税務行政支援パイロット実証にかかる情報収集・確認調査」

(公示日:2022 年 9 月 28 日/調達管理番号:22a00511)について、以下の通り質問します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書 3 ページ、第 1 章 企画競争の手続き、5. 競争参加資格、(4)競争参加資格要件の確認	共同企業体結成の場合で、資格確認検査の結果、共同企業体代表企業、共同企業体構成員どちらかが資格要件を満たさなかった場合、共同企業体は結成できないのでしょうか。また資格要件を満たさなかった企業は補強参加も不可なのでしょうか。	ご理解の通りです。 情報保全体制等に関する競争参加資格については、共同企業体を結成する場合は、同企業体を構成する全ての企業(代表企業、構成員ともに)の分について、代表企業となる予定の社にてまとめて、競争参加資格確認申請書を提出ください。 評価対象従事者に補強参加を予定されている場合にはプロポーザル評価の過程で、評価対象外従事者に補強参加を予定されている場合は従事者確定の時点で、それぞれ、補強元の企業について同様の情報の提出を求めます。
2	企画競争説明書 4 ページ、第 1 章 企画競争の手続き、8. プロポーザル等の提出	プロポーザル及び見積書は、共同企業体代表企業ではなく、構成員が提出しても良いのでしょうか。	プロポーザル及び見積書は共同企業体代表者から提出ください(代表者名にて作成ください)。(作業上、提出用フォルダの作成依頼等の事務作業を構成員企業のご担当者が代行することは可能ですので、ご相談ください)。
3	企画競争説明書 11 ページ、第 2 章特記仕様書案、第 4 条調査実施の留意事項、(1)調査対象	第一段階に分類されるタンザニアが調査対象国の候補先とされていますが、脚注ではアフリカ地域の国を調査対象国として選定する場合	アフリカ地域の国を調査対象国として検討する場合は、インドネシアのパイロット活動結果を適用できる可能性が高い国の選定を行っていた

		は第二段階に該当する地域とされています。この点はどのように考えたら良いのでしょうか。	きたく存じます。第二段階の国の方がパイロット活動結果を適用できる可能性が高いという考えのもと第二段階に該当する国と指定していますが、第一段階として分類しているタンザニアやその他アフリカ地域の国へも適用できる可能性が高いと判断できる場合は、調査対象国として選定することを妨げません。
4	企画競争説明書 13 ページ、第 2 章特記仕様書案、第 4 条調査実施の留意事項、(3)専門家など関係者との密接なコミュニケーションの確保・協働	4 行目の本邦関係機関とは具体的にはどこを指すのでしょうか。	国税庁を想定しております。
5	企画競争説明書 13 ページ、第 2 章特記仕様書案、第 4 条調査実施の留意事項、(7)パイロット活動を踏まえた税務行政におけるビッグデータ活用の事業展開の可能性に関する調査と過去実施調査との調査内容重複防止	過去実施調査とは、「ビッグデータ・AIを活用した税務行政支援に係る基礎情報収集・確認調査」を指していると思いますが、それ以外の調査(他ドナー等による)も含まれますでしょうか。	ご理解のとおり、「ビッグデータ・AIを活用した税務行政支援に係る基礎情報収集・確認調査」を指しております。上記調査で言及している他ドナー等による調査は「過去実施調査」に含まれますが、言及されていないものについては含まれません。
6	企画競争説明書 22 ページ、第 3 章プロポーザル作成に係る留意事項、2. 業務実施上の条件、(5)対象国の便宜供与	インドネシアではインドネシア語の方がコミュニケーションが円滑になると考えます。対象国の便宜供与では配置は有りませんが、通訳の備上は可能でしょうか。	通訳の備上は可能です。

以上